

正本・副本 各1部提出してください。正本には㊟、副本には㊞と申請書の1ページ目中心上部に記入すること。副本は許可証を渡すときに返却します。

一般廃棄物収集運搬業許可（新規・更新）申請に係る書類一覧

提出書類及び添付書類		
①	一般廃棄物収集運搬業許可（新規・更新）申請書	
②	市民に周知する許可業者の情報	
③	誓約書	
④	申告書 （個人は㊟-1 個人用と㊟-2 個人用を提出 法人は㊟-3 法人用を提出）	
5	個人の場合・・・住民票の写し [市町村の役所発行] 法人の場合・・・履歴事項全部証明書 [法務局発行] 及び定款	5、7の書類、副本添付分はコピー可 また浄化槽清掃業許可を同時に申請する際は どちらか片方に原本添付で残りはコピーで可。
6	身分証明書 （個人、法人とも必要 法人の場合は役員全員分）[市町村の役所発行]	
7	未納のない証明書（納税証明書） 申請者が個人・法人のどちらであっても賦課されているもの全て、 1. 国税 2. 県税 3. 市長村民税の証明書が全て必要 未納がないことが証明できればよいので税額表示までは不要です	
	1. 国税 納税証明書（個人の場合）その3の2 （法人の場合）その3の3 [税務署発行]	
	2. 県税 納税証明書 全ての県税に未納がないこと [県税事務所発行]	
	3. 市町村税 未納のない証明書 [市町村の役所発行]	
⑧	洗浄場所の地図と写真 （排水の流れが分かる見取り図も必要 大規模な収集運搬を行う場合は油水分離槽などの排水設備も必要）	
⑨	借地の場合・・・運搬車及び運搬容器の洗浄場所使用承諾書 自己所有地の場合・・・誓約書 運搬車及び運搬容器の洗浄場所が借地であり、使用承諾書の場合は土地借用を証明できる契約書の写しを添付すること	
⑩	運搬車及び運搬容器保管場所の地図と写真	
⑪	借地の場合・・・運搬車及び運搬容器保管場所の使用承諾書 自己所有地の場合・・・誓約書 使用承諾書の場合は土地借用を証明できる契約書の写しを添付すること	

○で囲んだ番号の様式が1部ずつ入っていますのでそれを使用すること。
不足する場合はコピーしてください。

次のページに続く ↓

一般廃棄物収集運搬業許可（新規・更新）申請に係る書類一覧（続き）

⑫	従業員名簿
13	運転免許証の写し（収集車両を運転する従業員分のみ）
⑭	一般廃棄物運搬・処理設備・器材調書
⑮	許可車両一覧表
16	運搬車の車検証の写し 個人の場合・・・所有者又は使用者が本人名義であること 法人の場合・・・所有者又は使用者が自社の名義であること
⑰	運搬車の形状写真 （斜め前方・斜め後方 どちらもナンバーが判別できること）
⑱	運搬容器の形状写真（運搬容器を使用する場合のみ提出）
19	廃棄物の収集運搬又は処分に係る料金試算表
⑳	一般廃棄物収集契約事業所名及び収集量等 （契約している事業者名と事業所ごとの収集量や契約料金が分かる書類ならばこの様式でなくてもかまいません。過去1年の状況を記載してください。更新ではなく新規の許可業者の場合は許可から1年経過後に提出）

○で囲んだ番号の様式が1部ずつ入っていますのでそれを使用すること。
不足する場合はコピーしてください。

複数の一般廃棄物の種類〔(し尿、浄化槽汚泥)・ごみ〕を同時に申請する際の注意

※①～7までは共通するので1セットで結構ですが、⑧～⑩は一般廃棄物の種類ごとに別の場所や車両である場合は種類ごとに1セットずつ提出してください。⑪～⑳の書類は一般廃棄物の種類ごとに異なりますので、申請する一般廃棄物の種類ごとに1セットずつ提出してください。手数料は一般廃棄物の種類の数分かかります。
なお、(し尿、浄化槽汚泥)は1つの種類扱いです。

例) 一般廃棄物収集運搬業許可申請をする際、(し尿、浄化槽汚泥)・ごみを同時申請するなら一般廃棄物の種類が2つなので
5,000円×2=10,000円の手数料がかかります。

また、浄化槽清掃業許可の更新申請も同時にする場合は浄化槽清掃業許可申請手数料が5,000円別途必要となります。浄化槽清掃業許可申請書は別様式での申請となります。

5・6・7の書類は浄化槽清掃業許可申請書の添付書類え・お・かと共通ですので、同時に申請する場合は、どちらかの申請書類に添付していただければ結構です。

① 第3号様式（第5条関係）

一般廃棄物収集運搬業 許可更新 申請書

年 月 日

蒲郡市長 殿

郵便番号 ー

住 所

申請者

氏 名

電 話 () ー

F A X

e メールアドレス

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行いたいので、許可・許可の更新をしてください。

一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽汚泥 <input type="checkbox"/> ごみ
申請の区分	<input type="checkbox"/> 新規許可 <input type="checkbox"/> 許可の更新
事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集のみ <input type="checkbox"/> 運搬のみ <input type="checkbox"/> 収集及び運搬
事務所及び事業所の所在地	〒
収集又は運搬をする区域	
収集又は運搬をする設備器材	
収集又は運搬をする人員	
取扱料金及びその徴収方法	

②-1

市民に周知する許可業者の情報

許可（更新）後、記入していただいた情報を蒲郡市ホームページや一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表に掲載するなどして市民に周知しますのでご承知ください。

蒲郡市ホームページ・一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧表掲載情報 (許可業者を利用される方からの問い合わせ先)	
郵便番号	
住所（所在地）	
氏名（法人名）	
電話	
FAX	
メールアドレス	

この欄は許可申請する一般廃棄物の種類うち、「ごみ」を選択した場合のみチェック欄に ✓を記入	
収集・運搬可能な 一般廃棄物の品目 (特定家庭用機器の新規の 収集運搬許可は現在出 しておりません。既に許可 されている業者の更新の み許可しています)	家庭系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 資源物 <input type="checkbox"/> 不燃ごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ
	事業系一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 可燃ごみ（廃プラスチック類は除く） <input type="checkbox"/> 資源物（古紙・缶・ペットボトルのみ） <input type="checkbox"/> 粗大ごみ（パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くずと、指定業種から発生する木くずを除く）
	家庭・事業共通 <input type="checkbox"/> 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機）
一般家庭又は事業所から 排出されるごみの定期的 な戸別収集請負の可否	<input type="checkbox"/> 定期的な戸別収集請負

※ 特定家庭用機器（家電4品目）を収集運搬品目に含めようとする方は、別途覚書を提出してください。但し、許可の更新などで以前に提出されている方は不要です。

市民に周知する許可業者の情報

下記の業務を行う場合については蒲郡市の一般廃棄物収集運搬業許可以外の様々な許可や資格が必要になります。各種許可の取得状況などを記入してください。

<p>行っている、または行う予定の業務内容があったらチェック欄に✓を記入</p>	<p>既を取得している資格や許可があれば、チェック欄に✓を記入。</p>
<p>業務内容</p>	<p>左記の業務を行う場合に必要な資格</p>
<p><input type="checkbox"/> 特定家庭用機器（家電4品目）を扱う</p> <p>（蒲郡市内での特定家庭用機器の新規収集運搬許可は現在出しておりません。既に許可されている業者の更新のみ許可しています）</p>	<p><input type="checkbox"/> 家電リサイクル券取扱い店舗登録（RKC登録） （都道府県単位で許可。一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センターが入会申込窓口。RKC 未入会店が家電リサイクル業務を行う場合は、『料金郵便局振込方式』での運用となります。小売業者か指定法人、指定法人から委託を受けた者であるか、または収集する場所の都道府県を管轄する都道府県の産業廃棄物収集運搬業許可か、収集する場所の市町村を管轄する市町村の一般廃棄物収集運搬業許可が必要。）</p>
<p><input type="checkbox"/> 屋内に立ち入ったの収集を行う</p>	<p>屋内立ち入りの際に、対人・対物事故を起こしてしまった場合の補償などの対応方法を記入してください。請負業務に起因する対人・対物事故の保険などに加入していたら、それも記入してください。</p>
<p><input type="checkbox"/> 屋内の片付け清掃を行う</p>	<p>屋内立ち入りの際に、対人・対物事故を起こしてしまった場合の補償などの対応方法を記入してください。請負業務に起因する対人・対物事故の保険などに加入していたら、それも記入してください。</p> <p>取得しているクリーニング関係の資格を記入してください</p>

市民に周知する許可業者の情報

業務内容	左記の業務を行う場合に必要な資格
<input type="checkbox"/> 蒲郡市外の市町村で一般廃棄物の収集運搬を行う	<input type="checkbox"/> 他市町村の一般廃棄物収集運搬業許可 (市町村で許可。一般廃棄物は発生場所の市町村で処理することが原則のため、一般廃棄物の収集運搬業許可は、一般廃棄物の収集を行う場所の市町村ごとに、別々に取得しておく必要があります。) <hr/> 他市町村で一般廃棄物収集運搬業許可を取得している場合、その市町村名を全て記入
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の収集運搬や処分を行う	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業許可 許可番号 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業許可 許可番号 (都道府県が許可。産業廃棄物を収集運搬する場合に必要です。)
<input type="checkbox"/> 引越しを請け負う	<input type="checkbox"/> 一般貨物自動車運送業許可 <input type="checkbox"/> 貨物軽自動車運送業許可 (引越し業は上記のうちどれかの運送業許可が必要です。許可を受けると緑や黒のナンバープレートが交付されます。営業所の所在地を管轄する運輸支局が申請窓口。)
<input type="checkbox"/> 家屋等の建築物、その他の土木工作物等の解体を請け負う	<input type="checkbox"/> 土木工事業許可 <input type="checkbox"/> 建築工事業許可 <input type="checkbox"/> とび・土工工事業許可 (解体を行うには上記のうち、どれかの許可が必要です。) 上記3種の建設業許可を受けていない場合 <input type="checkbox"/> 解体工事登録 (解体工事登録は都道府県単位です。)

③

誓 約 書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住 所

氏 名

一般廃棄物収集運搬業の 許 可
許可の更新 にあたっては、関係法令及び市条例に基づき
許可条件を厳守し、市にいつさいの迷惑をおかけしないことを誓約します。

申 告 書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住 所

氏 名

私は、下記に該当しないことを申告します。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからリ

申 告 書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

私の使用人は下記に該当しないことを申告します。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ル

申 告 書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

住 所

社 名

代表者

当社は、下記に該当しないことを申告します。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第7条第5項（抜粋）

一から三 略

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

洗淨場所の地図と写真	
洗淨場所の地図	
洗淨場所の写真	

洗淨場所の排水見取図

排水がどこに流れ込むか表示した見取図 排水設備があればその資料も添付して提出

一般廃棄物運搬車及び運搬容器の洗浄場所使用承諾書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

私が管理する _____ の土地を

_____ が一般廃棄物運搬車及び運搬容器の洗浄場所として使用することを承諾します。

住所

氏名

運搬車及び運搬容器の洗浄場所にかかる誓約書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

一般廃棄物運搬車及び運搬容器の洗浄場所として、私が所有管理する

_____ の土地を使用しますが、洗浄に伴います汚物、汚水等の処理は適正に行い、近隣者及び市には一切のご迷惑をおかけすることはありません。万一問題が生じた場合は、私の責任において解決することを誓約します。

住所

氏名

運搬車及び運搬容器の保管場所の地図と写真	
保管場所の地図	
保管場所の写真	

一般廃棄物運搬車及び運搬容器保管場所にかかる承諾書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

私が管理する _____ の土地を

_____ が一般廃棄物運搬車及び運搬容器保管場所として使用することを承諾します。

住所

氏名

運搬車及び運搬容器保管場所にかかる誓約書

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

一般廃棄物運搬車及び運搬容器保管場所として、私が所有管理する

_____ の土地を使用しますが、保管の際、汚物の飛散防止、悪臭対策などを適正に行い、近隣者及び市には一切のご迷惑をおかけすることはありません。万一問題が生じた場合は、私の責任において解決することを誓約します。

住所

氏名

⑫

従 業 員 名 簿

No.	氏 名	職 種	住 所	年 齡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

⑭

一般廃棄物運搬・処理設備・器材調書

1 収集運搬設備・器材

(1) 運搬車及び運搬容器の保管場所

(2) 運搬車及び運搬容器の洗浄場所

2 処分設備・器材

(1) 種類、処理方法及び処理能力

種 類	処 理 方 法	処 理 能 力

(2) 構造及び設備

構 造	設 備

(3) 技術管理者

氏 名	免許取得資格の種別	免許取得年月日

運搬車の形状写真貼付欄	
斜 め 前 方	
斜 め 後 方	

注： ナンバープレートの確認ができる写真であること。
車両に他社の名称等が記載されていないこと。

運 搬 容 器 の 形 状 写 真 貼 付 欄

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for pasting photographs of transport containers. The box occupies most of the page below the header.

一般廃棄物収集契約事業所名及び収集量

事業所名	住所(町名)	収集量	契約料金	備考

※ 収集量 単位＝k g/日又はk g/月
契約料金 単位＝円/日又は円/月

許可を受けた後について

1. 許可を受けましたら毎月15日までに収集・運搬実績状況報告書を提出する必要があります。実績のない月も提出すること。
2. 許可後に許可期間中の収集・運搬の営業実績がない場合や、実績報告書の期限までの提出がない場合は、許可の取消や、許可期限後の許可更新を認めない場合があります。
3. 蒲郡市が定める搬入基準をきちんと守ってください、蒲郡市外のごみや基準に合わないごみを持ち込んだ場合は搬入停止、許可の取消などもありえます。
4. 許可期間は2年間です、更新手続きには時間がかかるため、更新する際は許可期限の1ヶ月前までに一般廃棄物収集運搬業許可更新申請書を提出するようにしてください。
〔手数料5,000円 納付書を郵送するので金融機関で支払っていただき、振込確認後にクリーンセンター事務所に来て頂き、許可証及び許可車証、副本をお渡しします。〕
5. 事業範囲の変更（収集地域の変更・収集運搬物の種類変更）があった際は、変更のあった日から10日以内に範囲変更許可申請書を提出してください。
〔手数料2,500円 納付書を郵送するので金融機関で支払っていただき、振込確認後にクリーンセンター事務所に来て頂き、更新した許可証をお渡しします。〕
6. 許可期間内に事業の全部廃止、一部廃止を行う際は廃止のあった日から10日以内に廃止届出書を提出してください。
〔手数料なし〕
7. その他申請時の事業内容（所在地・住所、社名・組織、代表者、役員、車両、車両の保管場所や洗浄場所など）に変更があった際は、変更のあった日から10日以内に変更届出書に必要書類を添付して提出してください。
〔手数料なし〕
必要な添付書類は一覧表を参考にしてください。

なお許可（更新）申請書、事業範囲の変更許可申請書、事業の全部廃止・一部廃止・変更届出書の様式は環境清掃課（クリーンセンター窓口）で受け取るか、蒲郡市環境清掃課ホームページからダウンロードしてお使いください。



<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/seiso/kyokagyosya.html>

事業内容の変更時に必要な添付書類一覧表

		変 更 内 容						その他
		所在地 住所	社名 組織	代表者	役員	車両	車両の 保管場所 及び 洗浄場所	
添 付 書 類	1 許可証の写し	○	○	○	○	○		ご 相 談 く だ さ い
	2 履歴事項全部証明書及び定款 (申請者が法人の場合)	○	○	○	○ 定款 不要			
	3 住民表 (申請者が個人の場合)	○						
	④ 誓約書			○				
	⑤ 申告書			○				
	6 納税証明書 (未納のない証明書) 個人・法人どちらの場合も 賦課されているもの全て 国税 [税務署] 県税 [県税事務所] 市町村民税[市町村の役所] でそれぞれ発行できます。			○ 法人の 場合は 不要				
	7 身分証明書 個人・法人とも必要 変更した際は変更した者の 分を提出			○	○			
	⑧ 許可車両一覧表					○		
	9 運搬車の車検証の 写し					○		
	⑩ 運搬車の形状写真 (斜め前方、斜め後方)					○		
	⑪ 保管場所・洗浄場 所の地図・写真 使用承諾書又は 誓約書 承諾書の場合は土地借用を 証明できる契約書の写し						○	
許可証の書き換え	あり	あり	あり	なし	なし	なし		
許可車証の書き換え	あり	あり	なし	なし	あり	なし		

※ 番号が○で囲まれている添付書類については、別紙の様式に記入して提出してください。